

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-5
処分の種類	火薬類の消費の許可の取消し			
根拠法令条例等・条項	火薬類取締法第25条第3項			
処分の概要	許可をした後に、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じると認められるときは、消費の前に限り許可を取消すことができる。 (最終) 知事 (専決) (委任) 地域振興局長、市長又は広域連合長			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			